

保護者・学校関係者・地域の皆様へ

星翔高等学校「学校評価」について

平成20年度より『学校教育法施行規則第66条 1. 小学校(高等学校にも準用)は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。 2. 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実績に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。』によって、学校評価の実施が義務づけられています。

また、平成27年度からは、経常費補助金配分基準の一つとして自己評価結果の公表が適用を受けることとなりました。本校では、「学校運営」・「教育内容」・「生徒指導・支援」・「教員研修・資質向上」の四分類で本校教職員による自己評価を行いました。今年度も、教職員による「学校評価」を行い、「評価を分析して、学校として組織的・継続的な改善を図り、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進め、また学校の設置者が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること」を目的として実施、実践してまいります。どうか、保護者・学校関係者・地域の皆様方には、この法の主旨が適切に運用されるようご理解とご尽力ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年 4月吉日
校長 種橋 和憲